

香川県ふじみ園規則及び香川県立川部みどり園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第14号

香川県ふじみ園規則及び香川県立川部みどり園規則の一部を改正する規則
(香川県ふじみ園規則の一部改正)

第1条 香川県ふじみ園規則(昭和54年香川県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(定員)</p> <p>第2条 ふじみ園の定員は、当該施設において行われる業務のうち、施設入所支援及び生活介護に係るものにあつてはそれぞれ110人とし、自立訓練及び就労移行支援に係るものにあつてはそれぞれ12人とし、就労継続支援に係るものにあつては30人とする。</p>	<p>(施設の種類及び定員)</p> <p>第2条 ふじみ園の施設の種類の種類及び施設の種類の種類ごとの入所者の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>施設の種類の種類</th><th>入所者の定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>知的障害者更生施設</td><td>70人</td></tr><tr><td>知的障害者授産施設</td><td>80人</td></tr></tbody></table>	施設の種類の種類	入所者の定員	知的障害者更生施設	70人	知的障害者授産施設	80人
施設の種類の種類	入所者の定員						
知的障害者更生施設	70人						
知的障害者授産施設	80人						

(香川県立川部みどり園規則の一部改正)

第2条 香川県立川部みどり園規則(平成8年香川県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分掌事項)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 知的障害児施設の入所者(以下「入所者」という。)並びに障害者支援施設における施設入所支援の利用者(以下「施設入所支援利用者」という。)及び生活介護等の利用者(以下「日中活動利用者」という。)の健康管理に関すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 入所者の入所及び退所に関すること。</p> <p>(2) 入所者の保護及び指導に関すること。</p> <p>(3) 入所者の保護者等との連絡に関すること。</p>	<p>(分掌事項)</p> <p>第3条 総務課の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 わかば児童課の分掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知的障害児施設入所者の入所及び退所に関すること。</p> <p>(2) 知的障害児施設入所者の保護及び指導に関すること。</p> <p>(3) 知的障害児施設入所者の保護者等との連絡に関すること。</p>

3 略

- (1) 施設入所支援利用者の利用契約等に関すること。
- (2) 施設入所支援利用者の支援等に関すること。
- (3) 施設入所支援利用者の地域生活への移行に関すること。

4 略

- (1) 日中活動利用者の利用契約等に関すること。
- (2) 日中活動利用者の支援等に関すること。

(3)・(4) 略

(定員)

第6条 略

2 障害者支援施設の定員は、当該施設において行われる業務のうち、施設入所支援に係るものにあつては40人とし、生活介護に係るものにあつては42人とし、自立訓練に係るものにあつては12人とし、就労移行支援に係るものにあつては6人とする。

3 みどり成人課の分掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者更生施設（入所部門）入所者の入所及び退所に関すること。
- (2) 知的障害者更生施設（入所部門）入所者の保護、指導及び訓練に関すること。
- (3) 知的障害者更生施設（入所部門）入所者の保護者等との連絡に関すること。

4 地域生活支援課の分掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者更生施設（通所部門）入所者の入所及び退所に関すること。
- (2) 知的障害者更生施設（通所部門）入所者の保護、指導及び訓練に関すること。
- (3) 知的障害者更生施設（通所部門）入所者の保護者等との連絡に関すること。
- (4) 入所者の地域生活への移行に関すること。
- (5)・(6) 略

(定員)

第6条 略

2 知的障害者更生施設の入所定員は、60人とし、通所定員は、20人とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。